様式第１号（第4条関係）

利子補給契約書

身延町（以下「甲」という。）と　　　　農業協同組合（以下「乙」という。）は乙が融通する山梨県償還円滑化緊急借換資金利子補給補助金交付要綱、山梨県雪害対策経営安定化支援資金利子補給補助金交付要綱、山梨県被災農業者リスケジュール資金利子補給補助金交付要綱及び山梨県農業施設復旧支援対策資金利子補給補助金交付要綱に基づく資金に対し、甲が乙に利子補給金を交付することについて、次の条項により契約を締結する。

第１条　甲は乙の融通に係る償還円滑化緊急借換資金、雪害対策経営安定化支援資金、被災農業者リスケジュール資金、農業施設復旧支援対策資金につき、身延町雪害対策資金利子補給補助金交付要綱（以下「町要綱」という。）の定めるところにより、乙に対し利子補給金を交付する。

第２条　乙の貸付に関し、甲の行う利子補給承認は、甲が農業被害認定書を交付することによって行うものとする。

第３条　甲が乙に対し、交付する利子補給金の額は、町要綱第５条の規定により、算出した額とする。

第４条　乙は甲に対し利子補給金を請求するときは、１月１日から１２月３１日までの期間に係る利子補給金について、その翌年の１月中に町要綱第６条に規定する利子補給補助金交付申請書により行うものとする。

第５条　甲は乙から前条の申請書を受理したときは、その日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

第６条　甲は利子補給に係る資金を借り受けた者が、その借入目的以外の目的に使用したときは、乙に対する利子補給金を打ち切ることができる。

２　　甲は乙の責に帰すべき事由により、乙が町要綱またはこの条項に違反したときは、乙に対する利子補給金を打ち切り、またはすでに交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

第７条　乙は甲の利子補給に係る資金の融通に関して、甲が報告を求めた場合または甲の職員をして当該融通に関する帳簿、書類等を調査させる必要がある場合には、これに協力しなければならない。

第８条　この契約書の内容に変更を加えるときは、その都度、甲乙両者の協議により定めるものとする。

第９条　この契約に疑義を生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙両名記入押印のうえ、各自その一通

を保存するものとする。

　　　　　　　　年　　月　　日

（甲）

身延町長

（乙）

　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞